

明日の裁判所を考える懇談会（第16回）協議内容

1 日時 平成19年2月27日（火）15:00～17:00

2 場所 最高裁判所図書館特別研究室

3 出席者

（委員・50音順）

大木美智子委員，北川正恭委員，田中直毅委員，平木典子委員，榊井成夫委員，
松尾浩也委員，米本昌平委員

（最高裁判所）

大谷剛彦事務総長，山崎敏充事務次長，小川正持刑事局長

〔オブザーバー：戸倉三郎審議官，植村稔秘書・広報課長，藤井敏明情報政策
課長，大谷直人人事局長，小泉博嗣民事・行政局長，二本松利忠家庭局長〕

4 議題（第16回テーマ「裁判員制度について」）

(1) 榊井委員自己紹介

(2) 裁判員制度について意見交換

(3) 今後の懇談会の進め方について

(4) 次回の日程について

5 会議経過

(1) 榊井委員（第16回から就任）から自己紹介があった。

私は、昨年、読売新聞社を定年退職して、現在は、ジャーナリストとして活動している。読売新聞の社会部司法クラブにいたときは、ロッキード事件の捜査から第一審判決までを始め、いろいろな裁判を見て、精密司法といったものも随分経験した。論説委員のときは、最高裁が、「評決権のない参審制」から「裁判員制度」の容認という形に大きくかじを切るところから裁判員法の成立のあたりを取材し、社説を書いた。革命的といえる大きな変化が司法界に起きている。それなのに、この重要性について社会の中で共通理解が十分あるのか、と常に懸念している。

(2) 意見交換の概要

(最高裁) この懇談会は、司法制度改革実施に当たって、いろいろご意見を伺うということで、平成14年2月から始まり、それ以来15回にわたって、いろいろな話題についてご意見をいただき、それを司法制度改革における裁判所の姿勢というものに反映してきた。司法の分野における制度改革の多くは実施に移っているが、これまでのところいずれも概ね順調に運用されており、具体的な成果を上げつつあると評価してよいと思う。

一つの柱は、司法制度の人的基盤の充実・強化という点であり、その中の大きな柱である法科大学院の設置を中心とする法曹養成制度の改革は、いち早く実施されている。昨年、法科大学院における2年間の教育課程の修了者に対する司法試験が初めて行われ、合格者約1,000名の法科大学院出身の司法修習生が誕生した。昨年11月末から1年という短い修習期間になるが、その合格者に対する新しい枠組みの司法修習が開始されている。今年は、法科大学院の3年コースの履修者が卒業し、その者もこの司法試験を受験できることになり、2,000名を超える合格者が予想されている。

人的基盤の充実・強化という点のもう一つの柱である裁判官制度の改革については、多様な経験を備えた裁判官を確保するという観点から、弁護士任官の推進に努めるとともに、判事補に裁判所外の経験を積ませるための外部経験制度を充実させ、弁護士事務所への判事補の派遣を実施してきている。弁護士からの任官については、はかばかしくないところもあるが、できるだけよい人に来ていただけるよう推進している。また、裁判官の任命に国民からの意見を反映させるという趣旨から設けられた下級裁判所裁

判官指名諮問委員会やこれに関連する裁判官の新しい人事評価制度は着実に根付いてきており、その機能を発揮していると思える。指名諮問委員会においては、裁判官の任命や再任についての的確なチェックをしていただいていると思う。

国民の期待に応える司法制度という点では、一昨年4月に知的財産高等裁判所が発足し、この分野の事件を迅速かつ的確に解決するものとして、その期待に応えてきていると思う。昨年4月からは労働審判制度が開始されている。労働審判員を始めとする関係者の取組によって、個別的労使関係紛争の適切な解決手段としての位置付けを確立しつつあり、順調に運営されていると思う。

さらに、国民に司法制度の利用を実質的に保障し、我が国の司法制度の基盤を強化することを目的として、昨年4月、日本司法支援センターが発足し、10月から「法テラス」という愛称で業務が開始された。公的弁護の関係では、スタッフ弁護士の確保が進まず、苦慮している面もあるが、情報提供等の関係については、概ね順調にその業務を進めていると思われる。

一連の司法制度改革の中で最後に残ったのが、実施を2年後に控えている裁判員制度である。本日は、裁判員制度をテーマにして、これまでの裁判員制度に向けた準備状況を報告するとともに、その中で特に重要と思われる「裁判員裁判のありよう」、「裁判員裁判への参加についての国民の意識について」の2点を中心に、委員のご意見やご要望をいただきたい。

(最高裁) 資料1のポンチ絵をご覧ください。裁判員制度導入の準備を始めるに当たっては、導入の目的は何かということを考えておかなければならない。資料1に記載されている、「刑事裁判がより深みのあるものに」という点と、「国民の司法に対する理解増

進」という点の二つがその目的であると考えている。これまでの日本の刑事裁判は、裁判官、検察官、弁護士という法律の専門家だけで長年運営されてきたが、そこでは、調書を中心とした緻密な証拠の分析の仕方や非常に詳細な主張、それに対応した非常に詳細な判決書という運用が長く定着してきた。これは、欧米の刑事裁判制度と比較すると際立った特徴となっており、松尾委員からは精密司法と名付けられているが、そうした枠組みの中にもありながらも現在の刑事裁判は、これまで安定的に機能してきたと言えると思う。しかしながら、逆に問題点もある。専門家だけで緻密さや正確さを追及することになると、どんな点でも調べたいということになり、争点が非常に多くなってしまう。特に、明確な物証が乏しい事件になると、非常に細かいところまで立証や反証が繰り返される結果、審理が長期化していくということがある。国民には、非常に分かりにくく、時間がかかるという印象を与えていたのではないかと思う。仮に、このような運用をこのまま続けるということになれば、司法に対する国民の不信感を招いてしまうおそれがある。現在の日本の刑事裁判における問題点は、このような点にあるのではないかと考えている。専門家だけで行われてきた裁判の現場に対して、裁判員裁判は、新たに大きなインパクトを与えるものだと期待している。裁判員に的確な判断を下してもらうためには、法曹三者が協働して、分かりやすい裁判を実現しなければならないのは当然のことであり、主張や立証、評議、判決といった各場面で、直接裁判員と接し、法曹三者がそれぞれ国民に対し適切に説明責任を果たしていかなければならない。裁判員裁判は、国民が審理に加わることによって、刑事裁判がより深みのあるものになるとともに、今後ますます増大す

る法律専門家としての説明責任を、よりの確に果たすことによって、司法に対する理解を深め、同時に信頼を高めるという積極的な意義を持っていると考えている。分かりやすく迅速な裁判が行われることによって、国民から信頼を受け、国民に身近な司法が実現されるということは、長い目で見て国民の利益になると考えている。

裁判員裁判の目的を達成するためには、国民の多様な視点を踏まえた評議が実現されなければならない。それを実現するためには、裁判員が率直な意見を出せる審理と評議を行うこと、さらに、国民の各層から裁判員に参加してもらうことが必要である。これらを達成するためには、分かりやすく迅速な裁判、負担の少ない選任手続、環境整備、広報という4本柱が必要になると考え、模擬裁判を行うなどいろいろ実証的な検証を踏まえながら、裁判員裁判の実施に向けて様々な準備を進めてきた。

次に、分かりやすく迅速な裁判の実現に対する検討状況について説明する。資料2をご覧いただきたい。大まかに言うと、これまでの調書を中心とした刑事裁判から模擬裁判という実証的な検討を経て、目で見ても耳で聞いて分かる裁判（公判中心主義）への転換を考えている。裁判員裁判のあり方について、実証的に検討していく手段としてこれまで実施してきたのが模擬裁判である。平成16年から18年にかけて、模擬裁判を全国各地で述べ120回以上実施しているが、各地で模擬裁判に参加した裁判員からは、「冒頭陳述は、検察官、弁護人ともに長いし、専門用語が使われるのでよく分からない。調書を朗読してもらったが、全く頭に残らない。自分で結論を出そうとしても、たくさんの情報を一度に詰め込まれて、消化不良のままで時間だけが経過してしまい、

疲れて集中力も続かなかった。」といった率直な感想がもたらされている。このような模擬裁判を行ってきた結果、平成18年中には、「これまでの調書を中心とした裁判から、公判を中心とする裁判に変わる必要がある。」「裁判員が実質的に裁判に参加するためには、裁判において、目で見ても耳で聞いて分かる審理を実現しなければならない。」といった基本的な方向性が法曹三者の共通認識となった。裁判員裁判の骨格については、法曹三者間で、ある程度の共通イメージを持てるようになったと思う。平成18年後半以降は、ステップアップして、模擬裁判ごとに一定の課題を設定して、当事者の訴訟活動は目で見ても耳で聞いて理解できる立証になっているか、これを踏まえた裁判所の評議運営が裁判員制度の趣旨にかなうものになっているかについて、具体的な検証を行い、その成果を次の模擬裁判に反映させ、これを積み重ねることにより、裁判員制度の実施に備えていきたいと考えている。

次に、選任手続に関する準備状況について説明する。資料3をご覧ください。裁判員裁判の実施のためには、裁判員に選ばれた国民に、実際に裁判に来ていただく必要がある。そのためには、国民にかかる負担を最小限に抑えて、円滑な裁判員の選任手続が行われるための取組を行わなければならないと考えている。最高裁判所では、昨年1月、裁判員裁判に参加するに当たり、国民の障害となる事情について、全国規模のアンケートを実施した。このアンケート調査の結果、国民が裁判員として参加するに当たっては、それぞれの職業や社会生活上の立場が障害事由として大きなかわりを持つことが明らかになった。最高裁判所では、こうしたデータも踏まえて、昨年11月、裁判員選任手続に関する

イメージ案を公表した。選任手続のポイントは、早期に候補者の事情を把握し、候補者数を合理的な数とし、国民生活の実情に合った辞退判断をすることによって国民の負担をできる限り小さくすることである。最高裁判所では、このイメージ案に基づき、法務省や日弁連などと協議を重ねて、今年の夏ころ、裁判員選任手続に関する最高裁判所規則を制定する予定であるが、現実問題として、どれだけの国民に裁判所に来ていただけるのかという問題はいまだ残っている。

資料4をご覧ください。最高裁判所が昨年1月に実施したアンケート調査の結果によると、裁判員として参加したくないと回答する方が60%に上った。裁判所としては、単に参加したいかどうかという数字に着目するのではなく、数字の背景にある事情を一つ一つ解明して、国民の参加の障害となる要因を取り除いていくことが重要であると、繰り返し述べてきたところである。国民の参加の障害となる要因を取り除いていくためには、裁判員制度のありようの見直しや裁判員選任手続の具体的な制度設計が重要であるが、さらに重要なのは、裁判所の受入状況を国民に広く伝える広報活動と、国民が裁判員裁判に参加しやすくなる環境整備であると考えている。

まず、広報活動について説明する。資料5をご覧ください。裁判所が行っている広報活動においては、幅広く国民に知ってもらうための「ワイド広報」として、新聞・雑誌広告、シネマアドバタイジング、広報用映画、裁判員制度ウェブサイトなどを展開している。これに対して、特に裁判員制度に興味を持っている方に対する「フォーカス広報」として、裁判員制度全国フォーラム、説明会、模擬裁判、出張講義などを実施している。広報活動は、

制度を知ってもらうための広報から、制度の実情をより詳しく知ってもらい、参加に対する意欲をより高めてもらう広報へと、段階を追って実施していきたいと考えている。今後は、裁判員制度の運用の具体的な内容をどれだけ国民に知ってもらうことができるのかが課題だと考えている。

次に、国民が裁判員裁判により参加しやすくなるための環境整備について説明する。資料6をご覧ください。環境整備は、裁判所だけではなく、政府と協働して実施していく必要がある。職場における参加障害事由を取り除くためには、企業に対し裁判員制度の特別休暇を設けていただくための働きかけを行うことが重要であり、最高裁判所では、各地の裁判所による経営者団体等への働きかけが円滑に行われるように、これまで日本経団連、日本商工会議所、全国商工会連合会に対して、特別休暇制度の創設等、勤労者が裁判に参加しやすい環境整備について理解を求める取組を継続してきた。今後は、裁判員の選任手続を運用していくために、各企業に協力を求めて、実際に社員を出していただき、模擬の選任手続を実施するなどして、企業に対する協力要請と制度の実施準備の両方を実現していくことを検討している。家庭における参加障害事由の除去については、現在、厚生労働省との間で、既存の育児・介護施設を活用していく方向で調整を進めている。今後の課題は、裁判員制度の実施までに、どれだけ側面支援をする制度を充実させることができるかであると考えている。

(最高裁) 最高裁も下級裁も一丸となって裁判員裁判に向けて準備を進めているが、この点について、まず、委員から質問や意見等をいただきたい。

(松尾委員) 裁判員制度について中国で話をする機会があったが、日本は、

大きな司法制度の改革を企画して、実施の準備をしているという話をしたところ、「現在の日本の刑事裁判はそれほど国民の不信を買っているのか。」という質問が出された。これに対しては、「決して裁判不信から出てきているわけではない。ただ、日本の刑事裁判がすべてこのままでよいとは少なくとも専門家は思っていないので、改革に踏み切ったのだ。」という説明をした。このような反応は、アメリカやヨーロッパでも同じであろう。配布された「話題事項」に「判決の結論」という言葉が出ているが、日本国民の大多数は判決の結論に満足しており、そこに至るプロセスについては国民のほとんどは関心がないが、法律専門家の立場からすると、そのプロセスに問題があるのだということになる。裁判員裁判の実施に伴って、刑事裁判のプロセス全体が改善され、それによって「判決の結論」もある程度動くに違いないが、しかし、その変化は小さいものと考えてよいのではないか。日本の刑事裁判は有罪率が99.9%であり、これは外国に余り例のない高い数字であることは間違いないが、それでは困るから変えようということで裁判員制度を導入するわけではない。判決の結論が大きく変わるようでは、かえって国民の信頼に背くことになろう。

(最高裁) 今の松尾委員の問題提起は、本日の話題事項の裁判員裁判のありようというところに入っているので、話題事項について最初に説明した上で、ご意見をいただくこととしたい。

(最高裁) まず、話題事項1は、裁判員裁判のありようについてである。裁判員裁判を実現するためには、これまでの刑事裁判を抜本的に見直す必要があるが、その結果、これまでとは以下の点で異なってくると考えている。

第1は、裁判員が審理の内容をしっかりと理解することが大前

提にあるので、当事者の主張・立証の負担と責任が徹底されてくることになり、審理が活性化して分かりやすいものになるだろうということである。反面、判決の結論は、当事者の主張・立証の影響を強く受けるということになってくるのではないかと考えている。また、裁判員と裁判官が対等のパートナーとして評議を行うことになるので、裁判員が直接法廷で見たり聞いたりしたことに基づいて、内容を理解した上で評議に臨み、自らの意見を述べってもらう必要がある。これまでの刑事裁判のような膨大な書面を裁判員が読み込むということはおよそ不可能である。では、裁判官が記録をしっかりと読み、裁判員に説明して解説すればよいのかということになると、情報の格差ができてしまい、対等な評議ができなくなる。そうすると、裁判員裁判では、当事者の主張・立証は、従来の刑事裁判よりもっと負担が重いということになるのではないかということである。

第2は、判決の事実認定は、従前のように犯行に至る経緯などについて詳細な事実認定をするということも行われなくなり、判決の核心部分である犯罪事実や量刑に重要な影響を与える事実に限定されてくるのではないかということである。裁判員制度の下では、これまでのような詳細な審理や評議を行うことは現実的ではないので、審理は犯罪事実と量刑に重要な影響を与える事実に絞り込まれ、判決内容は、核心的なものと量刑に重要な影響を与える事実に絞られたものになっていくだろう。

第3は、量刑に国民の率直な感覚が反映されることになるので、量刑はある程度の範囲でこれまでよりも幅が広まってくる可能性があるということである。裁判員制度は、刑の量定について裁判官と裁判員に対等の権限を与えているので、個々の事件における

量刑が、これまでの裁判官による比較的狭い範囲の量刑相場からはみ出す場合が生じるだろう。今まで専門家の裁判官は、ある認定された具体的な事情を下にして、従前の裁判例を探し出して、量刑判断をしていた場合が多かったと思うので、非常にフォーカスされた範囲で量刑相場が形成されてきたと言える。しかし、裁判員裁判の場合には、もう少し広がった範囲で量刑がされるのではないか。これは、裁判員裁判自体が予定しているところではないか。もちろん、裁判員制度でも、量刑が公平でなければいけないというところは当然あるので、これまでの同種先例の量刑の範囲から大きく外れてもよいということではないが、ある程度の幅の中で、ある程度の幅を持った量刑になることを考えている。

(梶井委員) 資料1を見ると、「刑事裁判がより深みのあるものに」と記載されているが、「より深み」とはどういう意味なのか。

(最高裁) 専門家が気が付かない視点が入ってくるところがあるのではないか。専門家だけで長年同じことをやっている、視野が狭くなることもあるかと思う。いろいろな方の感覚や視点が入ってくると、裁判官は刺激を受け、気が付かないところにも気付かされる。実際、模擬裁判の評議をやっていると、「こういうことを裁判員は話すのか。」ということを裁判官が実感したりする。また、裁判官が言うことを聞いて、「そういうことを裁判官は考えるのか。」と裁判員に感じてもらうということもある。このようにして、お互いに議論がどんどん深まっていくのではないかと思う。それがうまく裁判であらわれてくれば深みが出てくるのだろう。

(最高裁) 今までの刑事裁判のあり方に総体として問題があるわけではないが、もう少し別の裁判のありようもあって、国民の信頼を更に深めていく余地はあるだろう。特に、21世紀になり、専門家の

ありようが問い直され、あるいは国際化など様々な要因が加わったときに、従来の信頼を維持していくためには、刑事裁判も変わっていく必要があるのではないか。そういう前提に立った上で、精密司法との関係で言えば、非常に詳細な裁判を行うために、判断も非常に詳細となるが、でき上がったものを見ると、一体どういう屋台骨の下にこの判断が下されていったのか、証拠がどういう重みを持ち、どういう構造の下に、どこに一番力点を置いて結論が出たのかということが、分かりにくくなってきてはいないか。裁判員裁判で分かりやすい裁判ということが実現すれば、その屋台骨がよりくっきりと見えてきて、基底になっていた判断の構造に対して、国民が支持し、あるいはおかしいのではないかという議論が出てくる。それは、長い目で見れば裁判に対する信頼を強めることになるのだろう。「より深みのあるものに」ということには、そういう意味もあるのではないか。裁判員裁判は、新しい時代の要請にこたえる裁判を実現できる可能性を持っていると思う。

現在、裁判官の間で議論している基本的なスタンス論としては、プロの間でこれまで取り上げられていなかったような新たな視点が裁判員から示されたときに、まず、正面から受け止めた上で、それがどういう意味を持つかということについて9人で議論する、裁判員の多くの方が裁判官の従来型の説明や議論に納得できないとすれば、今までの裁判官の座標軸は国民に十分受け入れられるものではない可能性があり、見直しもちゅうちょすべきでないといった意見が出されている。ただ、個々の裁判の結論が直ちに変わることになるのかどうかというのは、やってみないと分からず、個別の事件を積み上げて、裁判員制度が今後機能していく

中で、やがて見えてくるのかと思う。

(最高裁) 実際、模擬裁判を見てみると、今までの事実認定よりも非常に慎重に、また、本当に深みのある事実認定をしていると感じた。裁判員の方は、専門家にはないいろいろな疑問を持っており、そういう疑問について裁判官は説明をしていく。その過程で、裁判官自身も気が付かされることがある。そういったやり取りを行うことによって、従来よりも事実認定自体が慎重に、深みのあるものになっていくのではないかと思う。したがって、有罪、無罪がぶれるということにはならないだろう。

(梶井委員) そうすると、裁判官から見て「より深みのあるものに」という感じに近いのか。

(最高裁) 裁判官と同時に、国民から見てという面もあると思う。

(松尾委員) 「深みのある」とは、別の言葉で言うと、血の通ったものになるということではないか。これまでも、裁判官は、一つ一つの事件を非常に真剣に処理してきているに違いないが、裁判官にとっては年間100件のうちの1件であることに対して、裁判員は、一生に一回の仕事になるわけで、事件と向き合う際の真剣味、取組の姿勢が、裁判官とどこか違うところがあらわれてくるのではないかと思う。そういう意味では、事件の処理や判決の言渡しについて、何か血の通ったものが出てくるのではないかという感じがする。

(田中委員) 今の話からすると、裁判員が裁判官を鍛える側面はあると感じたが、政治家も同じようなことなのか。

(北川委員) 「深み」という言葉をどうとらえるかだと思う。幅広くとか、松尾委員が言われたように血の通ったとかいったことは含まれているのではないか。「深み」という一言になると、もう少しワイ

ドにというイメージがする。裁判員はどなのだということになると、もう少しフランクにといった感じがする。

(田中委員) 裁判官を鍛えるために裁判員が裁判所に行くという感じはないのではないか。

(最高裁) そういう趣旨ではない。

(平木委員) 裁判員制度は、教育を完全に変えると思う。この制度を運用していくために、教育が変わらなければならないとさえ思う。一人一人が自分の意見を言えるようにならなければならないし、そういう場面で自分自身がどう動くかというのを考えさせられることになるので、教育まで影響を受けるはずである。

(米本委員) 裁判所側として、善意の説明をしていると思う。要するに、これまで法曹三者で刑事裁判をまじめにやってきたが、客観的に見て全体が素人には分かりにくくなっているから、裁判員制度を導入して、一般の方に入ってもらい、刑事裁判を活性化しようという、善意から説明をしている。人が集まって議論する場合、日本社会ではほとんどの人は穏便な立場をとり、決定を先送りするというのが普通なので、国民が裁判員として入り、短い時間内に事実認定して自分の意見を言うというのは、考え方のモードを大きく変えないといけないことだと思う。日本人はまじめなので、「司法とはこういうものだ」と体験することで、いわば社会資本として蓄積され、革命的な意識変化の一步になるだろう。冒頭に榊井委員が言われたが、意識されない革命的プロセスにだれも反対しないまま、その過程に入っている。短期的には、裁判員制度に対して批判は受けると思うが、この制度が実直に進められれば、社会の方が変わってしまうのだと思う。日本の社会や国民の考え方の側が、これによって大きな教育効果を受け、成熟した先進社会

になっていくのだと思う。細々とした面では、たくさんのエネルギーが必要であろうが、現在進んでいるプロセスはよい方向に向かっていていると考えている。

(北川委員) 米本委員が言われたように、社会全体を、教育を変えていくのは、まさにそういった「社会をオープンにしよう、我々も自らをさらけ出そう。」ということであり、裁判員が裁判官をチェックするというのは、国民から言えば「よくここまで変わったな。」という思いがあるのではないだろうか。社会全体が変質していくのだという覚悟を決められたというイメージを持った。

(田中委員) これまでの刑事裁判は、国民から時間がかかると言われ、実際の裁判プロセスは五月雨審理といったトラップに陥っていて、そこから抜け出るためには、国民を入れなければ変えられない。裁判員を入れることによって、しっかりと国民の目線に沿うように法曹三者が変わらなければならない。前裁きはきちんとして、五月雨審理ではなく効率的なものへ着地するためということ裁員制度を導入したのではないか。

(最高裁) 基本的には、国民参加は、諸外国でも行われており、今後、裁判が正統性を持ち続ける上で、そういう制度を導入することが好ましいということがあったのだと思う。田中委員が言われた、今まで法曹三者だけで裁判を行ってきたことによる裁判の硬直状態が裁判員制度によって見直されていくという効果は、主目的というよりは付随目的だったのかと思う。確かに、この制度によって、裁判の硬直状態を打破できるという期待があることは間違い無い。

(大木委員) 先ほどのアンケートの結果では、60%の人はまだ裁判員として参加することに不安を持っていて、やりたくないという人が多

いとのことであるが、そこをどうするかというところからまず始めなければいけないと思う。国民は、「負担が少ない制度に本当になるのか。本当に自分たちの経験とか意見が裁判に活かされるのか。司法に対する理解や信頼が深まるのか。どうして重い刑事裁判だけをやるのか。」といった、たくさんの疑問があって、不安なのである。昨年11月に行われた全国消費者大会の司法改革という部会で弁護士から聞いた話によると、61%の人が検察審査員をやりたくなかったのであるが、それをきちんとやったことによって、非常によかったという人が95.3%に上がったとのことであった。ということは、よく分からないときに、突然呼出状が来たらという不安をどうするかということを考えなければいけない。裁判員として選んだ人に対して、裁判所で作ったビデオや映画を活用し、研修のような機会を与えて、話し合いをするチャンスが設けることができれば、もっとみんなが参加してよかったとか、参加しようという意欲になるのではないか。検察審査員をやってよかったと思う人は多かったのであるから、裁判員をやってよかったという思いはみんなきっとあると思う。私が参加した模擬裁判においても、グループで勉強しているうちに、充実感や満足感があつたという結果が出ている。シンポジウムや模擬裁判を行った後に、聞いた側が満足したかどうかというアンケートをとることによって不安等を解決していったら、もっとみんなが参加してくれるようになるのではないかと思う。

(最高裁) 模擬裁判を行うたびに、実際に裁判員になった方から感想等を聞いている。大木委員が言われたとおりであるが、充実感を感じたり、勉強になったという方が多い。内閣府の調査においては、3分の1の人は裁判員をやりたい、あるいはやってもよい、3分

の1の人は義務であってもやりたくない、40%くらいの人はやりたくはないが、義務ならば参加するといった結果が出ている。やりたくないけれども、決まったことであり、国民の義務であるから、呼び出されたら、参加してみようというのは、普通感覚だと思う。そういう方に裁判員をやってもらい、非常に満足感を持ってもらえれば、それが様々な形につながっていき、初めてこの制度は定着していくのではないだろうか。その辺りに照準を合わせて、裁判所もPR効果を考えていきたい。大木委員が言われた研修についてであるが、1件の事件に100人の候補者を選ぶとすると、全国で最初に候補者として30万人の方を選ぶということになるので、この膨大な数の方に研修をすることは困難であろう。最初に候補者になった方には、パンフレット等を送り、裁判員がどういうことをやるのかということを知らせていきたいと考えている。

(大木委員) 研修が無理であるならば、裁判所で作った映画「評議」のDVDなどを候補者に送付してはどうか。このDVDを見れば、普通の生活者が参加して、普通の言葉で自分の意見を言ってよいのだということがよく分かるので、みんな安心でき、自分もやってみようと思うのではないか。

(最高裁) 実際に、裁判員の候補者や裁判員になった人たちに対してどういった事前説明をしていくかについては、いろいろなやり方が考えられる。例えば、外国では、ウェブサイトを通じて、陪審員になるとどうなるのかということ自宅でも事前に見られるようになっている。もちろん、紙ベースのパンフレット等も必要だろう。このように、いろいろな形で情報を提供するとともに、逆に質問があるときには裁判所に電話してもらって、これに答えていくと

いう方法も考えていかななくてはならない。そういう意味で、総合的な案内というやり方を考えていくことになるだろう。

(大木委員) それはとてもありがたい。ただ、一方的に発信するというだけでは、よい評議ができないと思うので、双方向的にということをお願いしたい。両方で受けたり、取ったりすることがあって初めてコミュニケーションができて、よい評議ができると思う。

(松尾委員) 民衆参加の制度が導入されているフランスの刑事裁判のプロセスを描写した啓蒙的な本を見ると、裁判所から呼出状が来たときは、「何で私に？」という反応だったものが、事件と真剣に取り組んでいくうちに段々一生懸命になってきて、判決が終わって裁判所を出るときには、「やってよかった。」という感想になっている。先ほどの検察審査員経験者の話とちょうど一致している。

(梶井委員) 「裁判員は嫌である、行かなければ駄目なのか。」という人が、この制度の一番の目的とする人たちではないだろうか。そういった人たちがどのような思いをもって法廷を去っていくのか、その点が一番重要になってくるのではないだろうか。私はいろいろな刑事裁判を見てきたが、大半の裁判は、複雑・困難極まるわけではない。否認事件はそれほど多いわけではなく、完全に否認するという事件はそうそうあるわけではない。刑事裁判を見て、まず感じることは、高齢者や少年に近い低年齢層、あるいは借金絡みの事件が多いということである。裁判員は、法廷で社会を反映した姿のようなものを感じるだろう。それと同時に、判決を出すために、裁判官がいかに悩んでいるかを感じるのではないか。それは単に有罪、無罪の事実認定だけではなく、その悩みの総体みたいなものが刑事裁判の中の大きなところを占めるのではないか。そういう意味では、裁判官の悩む姿といったものも国民にPRの

中で示していくべきではないか。それがあって、法廷を出ていくときに、やってよかったというものに至るのではないか。

(最高裁) 資料1の「国民の司法に対する理解の増進」の一つに今言われた面がある。99.9%の有罪率ということから、刑事司法に対して「非常に官僚的である。」という一部の批判もあるが、裁判官は本当に心血を注いで、有罪か無罪かの判断を行っている。それは、外にあらわれた数字や判決の結果からではなかなか見えなところがある。裁判員が入り、評議を行うことで、「実際の裁判は大変な苦労がある。」ということを国民に認識してもらうことができる。これも裁判員制度の一つの効果であり、目的であろう。

(梶井委員) 一緒に悩もうという感じではなかなか受け入れられないかもしれないが、結局そういうことなのだから、DVDなどでPRしてもよいと思う。

(最高裁) そういうものも考えてみたい。

(平木委員) レジюмеに「裁判員が直接法廷で感得したことに基づいて」という記載があるが、今までの裁判所の文章にはなかったと思う。大変に意味がある文章だと思う。「感得したことに基づいて」というのは、裁判員だけではなくて、裁判官も弁護士も同じではないだろうか。次に、量刑というのは、非常に相対的なものであるのかもしれないが、国民は絶対的なものだと思っているのではないか。量刑が、ある程度幅のあるものになるだろうと裁判所側が言われる意図は何か。

(最高裁) 資料8のグラフの3ページ目をご覧いただきたい。これは、量刑に関するいろいろなケースについて、裁判官及び国民に対してアンケートを行い、その結果をあらわしたものである。このデー

タからすると、裁判官と国民が一緒に評議した場合には、量刑の幅が、従前よりも広いものになっていくのではないかと思われる。今まで、全国50か所で同じ事件の模擬裁判を行っているが、裁判官と裁判員でそれほど大きく量刑がぶれるという結果は余り出ていないようである。

(最高裁) 我々は、裁判官になったときに「量刑はこうするものだ。」と教えられる。先例を探し、同じ事件はできるだけ先例と同じようにするという仕事の仕方をしている。裁判員になる方に、そういう前提を当然のように受け入れてもらえるかは分からないが、それぞれの方が持っている量刑の感覚というのは、かなりばらつくのではないか。

(最高裁) 国民からすると、公平性を無視して個別的に判断するのでよいとはだれも言わないと思う。しかし、過去の量刑のデータを出してきて、それを裁判官が説明し、一番近いケースと同じ刑にすることを裁判員にやってもらうわけではないだろう。模擬裁判を行ったときに必ず出てくる意見は、今まで余り裁判官は取り上げてこなかった、「懲役7年というと、実際何年間刑務所にいるのか。また、どういう処遇を刑務所で受けるのか。」という質問である。裁判員裁判では、量刑に関しては、事実認定以上にフリーな議論ができる。そうした意見も反映させた形で、事件に即して刑を決めていくことになるのではないか。そうすると、従来よりは少し幅のある量刑となる可能性は否定できないのではないか。

(最高裁) 量刑のぶれの問題と、松尾委員から提起された、有罪と無罪について変化が出るのだろうかという問題については、今まで模擬裁判を行ってきた中で、審理プロセスが革新的なもの、あるいは

当事者の立証活動に強く影響が出ることによって、結論に変化が生じているのか。

(最高裁) これからの刑事裁判の有罪率ということから話をすると、マクロの視点としては、裁判員裁判と同時並行的に導入される被害者保護の問題や被疑者弁護との関係も考えなければならない。被疑者段階の弁護人は、証拠がなければ不起訴に持ち込んでいくということが一つの大きな役割になり、今までなら起訴されていたような事件でも、起訴されなくなってしまう可能性が生じる。他方、被害者の立場からすると、できるだけ起訴してほしいという要因になる。今までは、精密司法というやり方を続けてきたが、その結果、捜査が広範なものとなり、多数の証拠を検察官はじっくりと見て、間違いないものだけを起訴するという傾向が強まっている。そのことが有罪率に影響を与えているのではないか。裁判員裁判に変えることによって、その方向が、ある程度の証拠があれば起訴していくという方向に働くかもしれない。こういった様々な要素があるので、有罪率99.9%という数字が今後どうなっていくかというのは、まだ予測がつかないところがある。

ミクロの問題として、模擬裁判を行ってみて特徴的なのは、衝動的な犯行について殺意があるのか、それとも傷害の故意で死亡させてしまったのかというあたりが争点になった場合に、「殺意があったか、なかったかと言っても、そもそも、頭が真っ白になってしまったら殺意はないのではないか。」という議論から始まる。そういう場合には、「被告人の頭の中を探るのではなく、このような行動をとった以上は、殺意があったと言われても仕方がない。」というような説明をすることになるが、ボーダーの事件では、外形的な要因のどこに重点を置いて9人の間で議論がされ

たか、あるいはどういう立証がなされたかによって、今までとは異なった結論が出される余地はあるのかと思う。しかし、こういった争点に関する限り、それは、事件の個別性をより重んじる裁判員裁判を採用した帰結であり、ネガティブにとらえる必要はない。実際、模擬裁判でもいろいろな結論が出てきている。

(最高裁) 裁判員によく分かってもらうという立証をきちんとやっているかによって結論が分かれるのではないか。証人を、しっかりした尋問技術で尋問して、立証命題をきちんと立証できている当事者の方が勝ち、この点が非常にレベルの低い立証をしていると負けるということになる。こういうことが模擬裁判でもあると思う。

(松尾委員) 事情が数年前と大きく変わってきたのは、先ほどもお話に出たが、被害者に対する配慮が大変強くなってきたということである。犯罪被害者等基本法が成立し、その下で基本計画が策定されたので、立法も司法も被害者の問題をより深く考えるようになった。被害者としては、目一杯に起訴してほしいという要望が強いだろうし、検察官としては、十分な証拠を得た上で、慎重に起訴を検討するというのが、これまでの慣例になっているので、今後、その辺と折り合いをどうつけていくかというのが一つの問題である。

(最高裁) 被害者の裁判への参加という法案が国会に提出される見込みであるが、裁判員制度の導入時期とかなり近い時期での導入が予想されており、今後、運用をどうしていくかということは考えていかなければいけない。

(梶井委員) それでなくても難しいのに、次々と因数が増えていき、難しい方程式を解けという感じである。

(最高裁) 有罪率99.9%という数字は、無罪の人間を有罪にしている

からそうなったということではなくて、検察官のところで、起訴、不起訴が大体整理されているということである。裁判員裁判が刑事裁判を変える局面があるとすれば、一つは起訴のあり方ということであり、検察官は、ある程度のものは裁判所の判断に委ねようという行動傾向になるのではないだろうか。裁判員裁判を続けていくと、いろいろな結果が出てきて、多少無罪になる幅が広がるという問題が起きるかもしれないが、さらに、厳選して不起訴を始めるということになると、非常に問題が出てくる。当然、検察官は起訴の重みを考えているので、そう簡単にはいかないということになる。起訴のあり方というのは、裁判員裁判を控えてどう考え、どうあるべきなのかということをお我々も読み切れないところがある。

(松尾委員) 日本国憲法は、独特の規定をしていて、裁判所が無罪にしたときには国が補償すると定めている。そうすると、無罪判決を出さないように慎重な起訴をするという方向へどうしても向いていく。そういう無罪判決に対する補償を原則とするという規定は、アメリカの憲法にはなく、衆議院が戦後の憲法制定の過程で追加した規定である。無罪判決は、年間大体2桁くらいなので、何とかもっているが、ある程度疑わしきは起訴していくということになってくると、無罪判決がもっと増えていって、これでよいかという問題が生じると思う。

(北川委員) 社会変化というか、時代の作り直しだと思う。だから、国民のありようが問われてくるということになると思う。周知徹底の仕方は段階があると思うが、何をもち周知徹底と言っているのか。例えば、大学などで裁判所の方が授業を1時間程度行うとか、何かの大会があったときに広報活動を行うとかいった辺りはこれま

でどうだったのか。

(最高裁) 学校や教育委員会に行つて、裁判所から積極的に講義に行くとお願ひし、指定講義という形で講義をさせてもらつたり、市民講座的に講義をやらせてもらうなど、かなり草の根的にやつてきている。今後も続けていきたいと思つている。

(北川委員) これだけの大改革事業をやるときに、周知徹底するためのプロパーな人がいてもよいと思ふ。裁判員制度を知らない人はまだまだたくさんいると思ふので、広く、深く周知を行つていくのがよいと思ふ。

(最高裁) 周知を行う専門の職員はいない。全国各地の裁判官や職員がかなりの回数の説明会などを行つているが、仕事をやる傍らなので、できるだけ負担は広く薄くということで行つている。説明会は、小さなものを入れて数えると、1年半くらいで全国で約4,000回行つている。

(最高裁) 今回いただいたご意見を踏まえて、これからもいろいろな形で広報を続けていきたい。次回は、国民の参加を得る方法についてご意見をいただくこととしたい。

(3) 今後の懇談会の進め方

次回も、引き続き「裁判員制度」について議論することとなった。

(4) 次回の日程

第17回：平成19年5月7日（月）午後3時～5時

以 上